

内部小学校 学校生活Q&A

このQ&Aは、保護者の皆様に、内部小学校での学校生活を少しでもご理解いただくために、作成しました。

平成31年4月現在

住所 〒510-0954 四日市市采女町 888-1

Tel: 059-346-8544 059-349-2010

Fax: 059-349-2011

e-mail:

utsube-eteacher@city.yokkaichi.mie.jp

HP: <http://www.yokkaichi.ed.ne.jp/utube/>

1. 登下校について	
Q1	登下校の監督責任は誰にありますか。
A1	<p>子どもの登下校の監督責任は、第一義的には保護者にあります。もちろん、学校でも登下校時の安全指導を繰り返し何度でも行いますが、保護者の方が、自分のお子さんや同じ地区から通う子どもたちを守るという視点から、常日頃からの対応や、子どもの指導をお願い致します。学校も保護者の皆さんと情報を共有し、あるいは連絡をとり合いながら、日々の安全指導に努めています。</p> <p>原則として、朝は集団登校、帰りは学年でまとまって下校となります。よりよく集団登校ができるよう、地区の常任委員さんや地区委員さんにお世話をおかけしていますが、各々の保護者の皆さんにおかれては、自分の子どもが所属している班が、安全に仲良く集団登校ができているか、常に注意を払っていただきたいと思えます。もし、課題があるようでしたら、常任委員・地区委員さんを中心に通学班内で話し合ってください。その時は学校にもお知らせください。同じ歩調で指導を行っていきます。また、下校時の様子についても気になることがあれば、学校へお知らせください。</p>
Q2	欠席する時の連絡は？
A2	欠席の理由等を予定帳にご記入いただき、連絡袋に入れて、登校班の子どもに渡し、担任に届けてください。電話での連絡はできる限りさけてください。
Q3	早退する時の連絡は？
A3	前もってわかっている場合は、連絡帳で担任へ連絡をしてください。突然の場合は電話などで連絡をしてください。いずれの場合も安全上の理由から子どもだけの下校はできません。必ず保護者が直接迎えに来ていただき、担任に断って一緒に下校してください。
Q4	遅刻する時の連絡は？
A4	前もってわかっている時は連絡帳で担任へ連絡をしてください。突然の時は当日の朝の連絡帳か、電話での連絡をお願いします。遅刻の場合も、欠席の場合と同様、登校班の子どもたちへの連絡をお願いします。
Q5	長期欠席する時の連絡は？
A5	入院などで長期に欠席する場合は見込みのついた時点で早めに、担任へ連絡をしてください。
Q6	病気やけが等で学校にお迎えの時は？
A6	病気やけが等で子どもを学校に迎えに来ていただいたり、病院に一緒に行っていただいたりすることがあります。迎えの際は、職員室や保健室に来て、一声おかけください。なお、体調不良の時は、1時間程度、保健室で様子をみて回復の見込みが見られない時は連絡をさせていただきますので、学校へ迎えに来てください。
Q7	登下校中にけがをしたら？
A7	通学路での怪我の場合、日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象となりますので、必ず学校へ連絡してください。
Q8	学校への自家用車での送り迎えは？
A8	自家用車での送り迎えはご遠慮ください。これは、授業参観や運動会、学年PTAなどの行事の時も同様です。しかし、緊急の時や怪我のときには、児童昇降口前（歩道橋の下付近）に数台ほど駐車できるスペースがあけてありますので、子どもの安全を十分確認した上でご利用ください。なお、門扉は開けたらお閉めください。
Q9	子どもの下校時刻は何時ですか？
A9	1年～6年までの年間を通しての下校時刻は、 別紙① の通りです。ただし、学期始めや終わり、行事等で変更になることもあります。毎月の学年通信で例外の日をお知らせしますので、ご覧ください。ただし、(下校時刻をお知らせしても)日によって、子どもの動きによって、出発が10分程度異なることがあるのでお含みおきください。

2. 学校生活について	
Q10	校内生活で、特に気をつけなければならないことは何ですか？
A10	<p>学校として指導の重点としていることは、①あいさつをすること、②チャイムを守ること、③トイレのスリッパをそろえること、④名札をつけること、⑤学習に必要なでないものは持ってこないこと、⑥そうじをきちんとすること等です。</p> <p>「内部つ子のきまり」の文書を別紙②に掲載しておきましたので、ぜひご覧ください。</p>
Q11	プールなど、体育の時の着替えはどうしていますか？
A11	更衣室以外にも、男女で教室を分けるか、特別教室や学習室を使って着替えをすることがあります。

Q12	学用品の購入については？				
A12	<p>●靴は各家庭で購入します。学校では体育の授業や外遊びなど、運動をします。運動のできる靴を準備してください。おしゃれな靴はふさわしくありません。</p> <p>●室内用として、上靴と体育館シューズが必要です。ともに白色や一部色がついているもの等ありますが、特に指定はありません。体育館シューズは体育館での運動に使用するため運動に適したものがふさわしく、上靴とは少し形状が異なります。</p> <p>※上靴、体育館シューズは、日永カヨーイオン等で購入できます。</p> <p>上靴は、金曜日の帰りに家へ持ち帰り、洗った後、月曜日の朝、持ってくることになっています。</p> <table border="1" data-bbox="229 472 1481 1189"> <tr> <td data-bbox="229 472 683 1032">  </td> <td data-bbox="683 472 1481 1032">   </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1032 683 1189"> <p style="text-align: center;">上靴</p> <p>白の上靴であれば、ラインの色は何色でも結構です。</p> </td> <td data-bbox="683 1032 1481 1189"> <p style="text-align: center;">体育館シューズ</p> <p>踏ん張れるように上靴よりもつま先が広がっています。</p> </td> </tr> </table>		 	<p style="text-align: center;">上靴</p> <p>白の上靴であれば、ラインの色は何色でも結構です。</p>	<p style="text-align: center;">体育館シューズ</p> <p>踏ん張れるように上靴よりもつま先が広がっています。</p>
	 				
<p style="text-align: center;">上靴</p> <p>白の上靴であれば、ラインの色は何色でも結構です。</p>	<p style="text-align: center;">体育館シューズ</p> <p>踏ん張れるように上靴よりもつま先が広がっています。</p>				
	<p>●体操服は内部小学校の指定のものがあります。しかし、転入の場合等、前学校で使用していたものを使っても結構です。新しく購入したい場合、申込みは学校ではなく、直接電話かFaxで業者にお申し込みください。申し込みの用紙(最終ページ)は学校にもありますので、担任に申し出てください。</p> <p>※体操服の詳しい形状は、別紙②に載せてあります。</p> <p>●給食袋にナフキン(45cm角程度)、ハンカチ、(必要な人は)はしを入れます。給食時に当番になった子は三角巾とマスクが必要です。指定はありませんので、各家庭で購入してください。エプロンは学校のものを使います。エプロンは、金曜日の帰りに家へ持ち帰り、洗濯して、月曜日の朝、持ってくることとなっています。</p> <p>●ノートは4月に学年でまとめて購入します。その後は4月のノートを基準に各家庭で購入することを基本としますが、詳しくは、学年通信でお知らせします。</p>				
Q13	名札は？				
A13	<p>学校では名札をつけるようにしています。朝、学校でつけて、下校時にははずすことになっています。防犯等、安全上の理由で下校時には、はずします。名札のケースは学校で購入できます。ひとつ45円です。ケースの中に入れる、名前を記入する用紙は学年当初に、各学級で渡します。</p>				
Q14	忘れ物に気づいたとき、家に取りに帰ってもいいですか？				
A14	<p>学校到着後は、安全上、学校からは出られません。忘れ物については、担任と話し合い、授業に臨みます。忘れ物をしないように事前に準備することが第一です。</p>				
Q15	下校後、学校へ忘れ物を取りに行ってもいいですか？				
A15	<p>安全上、子どもだけで忘れ物を学校にとりにくることは避けてください。どうしても必要な時は保護者の方が付き添い、学級名・名前を職員室で言ってから、教室等へ行ってください。その際、職員がつきそいます。取りにきていただく前に学校の方に電話をしていただき、その旨伝えてください。平日の17時までにはしてください。</p>				
Q16	担任の先生と連絡をとりたい時は？				
A16	<p>連絡帳または電話で担任と連絡をとってください。</p>				

Q17	学校集金の仕方は？								
A17	<p>現金集金によるトラブルを防ぎ、集金事務の軽減をはかるために、口座振替によって集金をしています。(委託先：三重県教育文化会館「学校納付金システム」)</p> <p>引き落とし日は、毎月1日です。(1日が金融機関が休業日のときは翌営業日となります。) 口座残高不足などの理由で引き落としができなかった場合は、「納入のお願い」をお渡ししますので、その場合は、現金で納入してください。(締切：毎月20日頃まで)</p> <p>毎月の集金額は年度当初に一覧表でお渡ししていますが、毎月配布される学年便りでもご確認ください。原則として、PTA会費400円、給食費：低学年4400円・高学年4600円、学年費(学年や月によって多少違います。1000円～2000円)旅行積み立て費(5,6年、金額は月によって違います)4月分集金は5月分と一緒に、3月分集金は2月分と一緒に、振替集金をします。</p> <p>また、委託手数料として、お子さん一人につき毎回54円、年間9回分が必要となります。</p> <p>転校や通帳の名義人の変更や解約、口座の変更の場合は、担任まで連絡してください。</p>								
Q18	学校へ水筒を持って行っていいですか。								
A18	学校の水道水は、飲むことは出来ますが、子どもたちには水筒を持ってくるように指導しています。中身は、お茶や麦茶・水以外に、熱中症対策としてスポーツドリンクも認めています。								
Q19	アレルギーや病気で食べられないものがある時は？								
A19	病気の回復期で一時的に、あるいは長期にわたって食べられない食材があったり、アレルギーで食べられない食材があったりする場合は、学校としても詳細にその内容を把握する必要があります。そのような時には担任を通して連絡してください。必要に応じて、校長、担当、担任で保護者の方から状況を聞いて、その対応を相談いたします。								
Q20	「出席停止」について教えてください。								
A20	<p>出席停止について</p> <p>感染症の病気にかかったときは「出席停止」(欠席にならない)扱いになります。病院に受診され医師より下表にあるような病名を診断されたときは、担任へその旨を連絡してください。その病気が治って登校するときには「治癒証明書」が必要ですので、用紙をお渡しします。</p> <p>「治癒証明書」は、きょうだい内部小学校に在籍している場合は、連絡物と一緒にお渡しすることもできますが、いない場合は、他の児童への感染予防も考慮して、できれば保護者が学校へ取りに来てください。来ていただけない場合は、担任にご相談ください。(近くの児童に頼む時は、ポストに入れさせていただきます)</p> <p>「治癒証明書」の用紙は、内部小学校のホームページからもダウンロードできます。</p> <table border="1" data-bbox="217 1191 1506 1861"> <thead> <tr> <th colspan="2">学校感染症</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種の感染症</td> <td> <p><感染予防法の一類感染症と二類感染症></p> <p>エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ</p> </td> </tr> <tr> <td>第二種の感染症</td> <td> <p><飛沫感染する感染症で、児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性の高いもの></p> <p>インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎</p> </td> </tr> <tr> <td>第三種の感染症</td> <td> <p><感染症のうち、学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性があるもの></p> <p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</p> <p>その他の感染症(※)</p> <p>(※)第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」として、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例</p> <p>溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など</p> </td> </tr> </tbody> </table>	学校感染症		第一種の感染症	<p><感染予防法の一類感染症と二類感染症></p> <p>エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ</p>	第二種の感染症	<p><飛沫感染する感染症で、児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性の高いもの></p> <p>インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎</p>	第三種の感染症	<p><感染症のうち、学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性があるもの></p> <p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</p> <p>その他の感染症(※)</p> <p>(※)第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」として、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例</p> <p>溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など</p>
学校感染症									
第一種の感染症	<p><感染予防法の一類感染症と二類感染症></p> <p>エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ</p>								
第二種の感染症	<p><飛沫感染する感染症で、児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性の高いもの></p> <p>インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎</p>								
第三種の感染症	<p><感染症のうち、学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性があるもの></p> <p>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス・パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎</p> <p>その他の感染症(※)</p> <p>(※)第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」として、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例</p> <p>溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など</p>								
Q21	災害共済給付制度について教えてください。								
A21	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について</p> <p>学校管理下における児童の災害(負傷・疾病・障害又は死亡)に対して、災害共済給付(医療費・障害見舞金及び死亡見舞金)を行うものです。</p> <p>運営に要する経費は、国、学校の設置者及び保護者の三者が負担する互助共済制度です。今年度の保護者負担金は年間550円で、内部小学校では全児童が加入しています。</p>								

	<p>給付対象となる災害の範囲は学校管理下（授業中、休憩中）と登下校中の事故によるもので、療養に要した費用の額が5000円以上のもの（保険診療では1500円以上支払ったもの）となっています。</p> <p>学校管理下や登下校時等の事故により医療機関に受診されたときは、担任へお知らせください。対象となる場合には、医療機関や調剤薬局等で証明をいただく用紙をお渡しします。</p> <p>ご不明な点については、担任又は養護教諭へお尋ねください。</p>
3. 帰宅後の生活について	
Q22	帰宅後、気を付けたいことは？
A22	<p>①外出する時は、「行き先」「帰宅時刻」「誰と行く」などの確認をお願いします。1人で行動したり、見知らぬ人について行ったりしないなどの指導を十分をお願いします。</p> <p>②自転車に乗る時はもちろん、歩行時も飛び出しなどに十分注意しましょう。特に、自転車の2人乗りや無灯火運転は法令で禁止されています。また、自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。</p> <p>③危険な遊び（火遊び・爆発性の花火、エアガンなど）はしません。また、ローラースケート、一輪車、キックボード、スケートボードなどは、車道や駐車場など危険な所ではしません。</p> <p>④落書きなど公共物を壊すような行為をしないように指導をお願いします。</p>
Q23	校区外へ遊びに行くのは？
A23	子ども同士で校区外へ行く場合、各ご家庭で責任を持ってご指導ください。塾や習い事、図書館、病院へ行くなどの目的で校区外へ行く場合は、保護者の判断でお願いします。ただし、波木が丘地区については、地区との申し合わせで笹川地区へ行くことができます。
Q24	クラスの人の住所や電話番号を尋ねる電話がかかってきます。どうしたらよいですか。
A24	<p>一切答えないでください。教育委員会や警察、他の公共機関の名前をかたり、言葉巧みに児童の住所や電話番号を聞き出そうとする不審電話が増えています。子どもだけの時にかかってきた場合は、「わかりません」と答え、すぐに電話を切るようにご家族で話し合っておいてください。</p> <p>このような電話があった場合は、内部交番（346-2755）か南警察署（355-0110）に電話するとともに、学校（349-2010, 346-8544）にご連絡ください。</p>
4. 転出の際について	
Q25	転出の際は、どのように手続きをすればよいのですか？
A25	<p>転出が決まりましたら、転出日・転居先・転学先をできる限り早く担任に連絡してください。</p> <p>1. 転出日までに「在学証明書」「転学児童教科用図書給与証明書」を保護者の方にお渡しします。また、「転学届」に記入していただきますので、印鑑を持ってご来校ください。</p> <p>2. 転出先の学校へ電話連絡してください。</p> <p>3. 転出先の学校又は市町村教育委員会へ転入の手続きに行ったときに①の書類を提出してください。</p> <p>※ 海外への転出の場合は、別途、学校へ問い合わせてください。海外子女教育振興財団のホームページ（http://www.joes.or.jp/）も参考にしてください。</p> <p>夏季休業などの長期の休みの時も、事前に連絡していただくと、その後の手続きが早く完了します。</p>
Q26	学区外に引越しますが、内部小に通えますか？
A26	<p>原則として転校になります。</p> <p>しかし、保護者の方が引き続き内部小への通学を希望される場合は、学区外通学基準に該当すれば、学区外通学が許可される場合があります。詳しくは担任までお問い合わせください。</p> <p>また、四日市市教員委員会のホームページ（http://www.city.yokkaichi.mie.jp/kyouiku/）の中の [各種申請・手続き] → [校区以外の学校への通学許可] を参考にご覧ください。</p>
Q27	就学援助について聞きたいのですが、どうしたらいいですか？
A27	<p>学校か各地区の民生委員さんか四日市市教育委員会、学校教育課学事係（TEL354-8250）にお尋ねください。</p> <p>この制度について詳しいことをお知りになりたい方は、四日市市教員委員会のホームページ（A26参照）の中の [各種申請・手続き] → [就学援助制度] を参考にしてください。</p>
5. その他	
Q28	地区子ども会活動等で校庭や体育館を借りたいときはどうしたらよいですか。
A28	<p>休日や放課後の施設の貸出は、内部地区総合型地域スポーツクラブ「うつべ☆スター」が行っています。内部地区市民センター2階の団体事務局へ出向くか、TEL347-3330へ電話をしてください。（月、水、金曜日の13:00～17:00）他の使用団体との調整の上、使用していただけるかどうかの返事があります。その後「学校施設利用許可申請書」をうつべ☆スターに提出していただくこととなります。</p>

Q29	教科書をなくしてしまいました。どこで買えますか？																														
A29	西日野町の杉本書店で購入できますが、日数はかかります。まずは担任に相談してください。(持ち物にはすべて名前を書いておいてください。)																														
Q30	告別式に参加させたいのですが、欠席になりますか？																														
A30	児童と亡くなられた方との関係で忌引き(欠席にならない)になる場合があります。日数等については担任にご確認ください。																														
Q31	「すぐメール」って何ですか？																														
A31	四日市市で導入されている子どもの安心安全をサポートするためのメール配信システムです。天候等による登下校の連絡や学級閉鎖・不審者情報等、学校からの緊急な連絡時に配信します。「登録手順書」(別紙③)をご覧ください。自分で登録をしてください。登録数は各家庭3アドレスまでです。兄弟姉妹がいる場合は、必ずそれぞれの名前で登録をしてください。																														
Q32	携帯電話の番号や「すぐメール」に使っているメールアドレスを変更した場合は、どうしたらよろしいですか？																														
A32	緊急連絡等に使用しますので、すぐに担任までお知らせください。「すぐメール」は自分で再登録を行ってください。																														
Q33	災害や緊急時の対応を教えてください。																														
A33	警報・警戒宣言(地震も含める)の発令や火事・風水害(大雪)等の災害はいつ起こるか分かりません。学校から配布された「暴風警報などの発令時の登下校」(別紙④)を目のつくところに貼り、日頃から緊急時の対応について、ご家族で話し合っておいてください。																														
Q34	学校からの緊急連絡は、どのようにしてもらえますか。																														
A34	けがや病気などの時は、「緊急連絡カード」に記入してある連絡先(携帯電話等)に連絡をします。暴風警報等で集団下校をする場合には、「すぐメール」でお知らせすると共に、地区常任委員さんを通じて各家庭へ連絡することになっています。地区常任委員さんから確実に連絡が届くように、連絡先などをあらかじめお知らせいただくなどして手立てを考えておいてください。緊急カードを記入してランドセルに分かりやすく入れてください。																														
Q35	一週間の時間割は、どのようになっていますか。																														
A35	詳細は、別紙⑤をご覧ください。 平成 31 年度 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>5限</td> <td>5限</td> <td>5限</td> <td>5限</td> <td>5限</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>5限</td> <td>6限</td> <td>5限</td> <td>5限</td> <td>5限</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>6限</td> <td>6限</td> <td>5限</td> <td>6限</td> <td>5限</td> </tr> <tr> <td>4～6年</td> <td>6限</td> <td>6限</td> <td>5限</td> <td>6限</td> <td>6限</td> </tr> </tbody> </table> クラブ(4～6年)：金曜日 6限 年間5回 委員会(5・6年)：月曜日 6限 年間8回		月	火	水	木	金	1年	5限	5限	5限	5限	5限	2年	5限	6限	5限	5限	5限	3年	6限	6限	5限	6限	5限	4～6年	6限	6限	5限	6限	6限
	月	火	水	木	金																										
1年	5限	5限	5限	5限	5限																										
2年	5限	6限	5限	5限	5限																										
3年	6限	6限	5限	6限	5限																										
4～6年	6限	6限	5限	6限	6限																										
Q36	主な年間行事予定はどうなっていますか？																														
A36	別紙⑥をご覧ください。																														

(別紙は、すべてホームページでは省略しています。)